

○中部大学FD・SD委員会規程

(2002年5月22日 制定)

改正	2004年4月1日	2005年4月1日
	2007年4月1日	2008年4月1日
	2011年4月1日	2012年4月1日
	2017年6月21日	2019年4月1日

(設置)

第1条 中部大学(以下「本学」という。)に、本学の内部質保証体制の強化を目指し、多様化する社会に対応する『大学人』としての教職員のキャリア形成を図る組織的な取り組みを推進するため、中部大学FD・SD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) FD・SD活動の在り方に関する事項
- (2) FD・SD活動の実務に関する事項
- (3) 教育職員の顕彰に関する事項
- (4) 教職員の資質開発を図るための組織的な研修に関する事項
- (5) その他FD・SDに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学企画室長
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) 大学企画室の部長及び副部長
- (9) 大学事務局長
- (10) 大学企画部長
- (11) 総務部長
- (12) 学長が指名する者

(任命)

第4条 委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 第3条第12号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(審議結果の報告)

第8条 委員長は、委員会において決定した重要事項を中部大学協議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

(運営細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

○中部大学FD活動評価点検委員会規程

(2008年4月1日 制定)

改正 2019年04月17日

(趣旨)

第1条 中部大学FD・SD委員会規程第9条に規定する専門委員会として、中部大学FD活動評価点検委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学におけるFD活動及び教育活動顕彰制度に関する事項について評価点検を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学企画室高等教育推進部長
- (2) 大学企画室高等教育推進部副部長
- (3) 学長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、大学企画室高等教育推進部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は、学長が任命する。

- 2 第3条第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月17日から施行し、2019年4月1日から適用する。

○中部大学教育活動顕彰規程

(2008年4月1日 制定)

改正 2018年04月01日 2019年09月18日

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）の教育目標の達成、教育のより一層の改善を図るため、本学における教育活動の分野において優れた功績を挙げた教育職員を顕彰する「中部大学教育活動顕彰制度」（以下「顕彰制度」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰制度による表彰は、次に掲げる2種類とする。

(1) 教育活動優秀賞（以下「優秀賞」という。）

教育活動全般を総合的に評価し、特に優れた活動をした教育職員を表彰するもの。

(2) 教育活動特別賞（以下「特別賞」という。）

特筆すべき教育活動実績を挙げた教育職員等を表彰するもの。

(優秀賞)

第3条 優秀賞は、年度の4月1日に在籍する専任の教育職員（助教以上の者に限る。以下本条において同じ。）のうち、年間を通じて卒業研究を除く「学部授業」を各学期平均3コマ以上（年間6コマ以上）担当し、次年度も引き続き本学の専任の教育職員として勤務する者を対象とする。ただし、出張・病気等の理由により連続して2ヶ月以上にわたり出校しなかった者は、この対象から除くものとする。

2 優秀賞に対する評価は、学部におけるポイントと大学におけるポイントを併せて総合的に行うものとし、評価項目その他の取扱いについては、別に定める。

3 優秀賞の表彰者数は、各学部における表彰対象者数を按分して決定するものとする。ただし、その総数は、原則として表彰対象者の上位10パーセント以内の数とする。

4 優秀賞の選考の結果、その受賞が通算して4回目となる教員には、優秀賞の授与に代えて「教育活動金虎賞」を授与して顕彰する。なお、同賞を授与された教員は、翌年度以降の優秀賞選考対象から除外する。

(特別賞)

第4条 特別賞は、広義の教育活動（学生募集活動、就職支援活動等を含む。）において、当該年度における活動実績又は過去からの継続した活動実績に基づき、学部、その他これに類する組織から推薦があった教育職員、非常勤講師、組織、グループ等を対象とする。ただし、学部を対象とする推薦の場合は、自薦によるものとする。

2 特別賞に対する評価は、推薦書及び提出された資料に基づき行うものとする。

(審査選考委員会)

第5条 顕彰制度による表彰対象者の公正な審査及び選考を行うため、中部大学教育活動顕彰審査選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(表彰者)

第6条 顕彰制度による表彰者は、委員会の具申に基づき、学長が決定する。

2 表彰者には、記念の盾を贈呈し、その栄誉を称える。

(評価の活用)

第7条 顕彰制度による表彰は、毎年度実施し、その結果は、教育上の業績として活用するものとする。

(施行細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、中部大学FD・SD委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 中部大学教育活動表彰規程（平成14年10月22日制定）第5条の規定に基づく、平成19年度の教育表彰者が決定された時点をもって、中部大学教育活動表彰規程、審査・選考委員会規程（平成14年10月22日制定）、教育改善評価委員会規程（平成14年10月22日制定）及び評価点検委員会規程（平成14年10月22日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年9月18日から施行し、2019年4月1日から適用する。

○中部大学教育活動顕彰審査選考委員会規程

(2008年4月1日 制定)

改正 2017年06月21日 2019年04月17日

(趣旨)

第1条 中部大学教育活動顕彰規程（以下「顕彰規程」という。）第5条に規定する中部大学教育活動顕彰審査選考委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、「中部大学教育活動顕彰制度」に係る重要事項について審議するとともに、顕彰規程に基づく表彰対象者の審査及び選考を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうちから学長が指名する者
- (2) 大学企画室長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 大学企画室の部長
- (8) 大学事務局長
- (9) 学長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は、学長が任命する。

- 2 第3条第9号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

(施行細則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年4月17日から施行し、2019年4月1日から適用する。